

# 議第146号 呉市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

呉市下蒲刈まちづくりセンター（以下「下蒲刈まちづくりセンター」といいます。）を移転し、下蒲刈農村環境改善センターを廃止するものです。

## 2 下蒲刈まちづくりセンター等の状況

下蒲刈まちづくりセンターは、昭和59年に建設された旧下蒲刈町立下島小学校の校舎を転用したのですが、下蒲刈まちづくりセンターに近接し、農林水産業の振興等を図ることを目的に設置された下蒲刈農村環境改善センターの施設の一部を利用し、地域におけるまちづくり活動を推進してきました。

現在、下蒲刈まちづくりセンターは、施設の老朽化が進み、利用に支障を来し始めている一方、下蒲刈農村環境改善センターは、農林水産業の振興に係る利用者がいない状況が続いています。

### (1) 施設の概要等

#### ア 下蒲刈まちづくりセンター

施設所在地	呉市下蒲刈町下島1628番地の1
建築年月日	昭和59年3月10日
施設規模等	敷地面積 3,407.79㎡ 延べ面積 1,741.08㎡ 構造 鉄筋コンクリート造, 3階建て 主要施設 第1学習室, 第2学習室, 集会室, 控室 陶芸室, 調理室

#### イ 下蒲刈農村環境改善センター

施設所在地	呉市下蒲刈町下島1730番地
建築年月日	昭和57年11月30日
施設規模等	敷地面積 5,715.56㎡ 延べ面積 1,298.00㎡ 構造 鉄筋コンクリート造, 平屋建て 主要施設 多目的ホール, 農業研修室, 和室A, 和室B 調理実習室, 農産物加工室

### (2) 施設の利用状況

	下蒲刈まちづくりセンター	下蒲刈農村環境改善センター
令和元年度	480人	7,740人( 0人)
令和2年度	260人	1,734人( 0人)
令和3年度	117人	3,579人( 0人)
令和4年度	251人	3,897人( 0人)

( ) は農林水産業関係者数

### 3 改正の内容

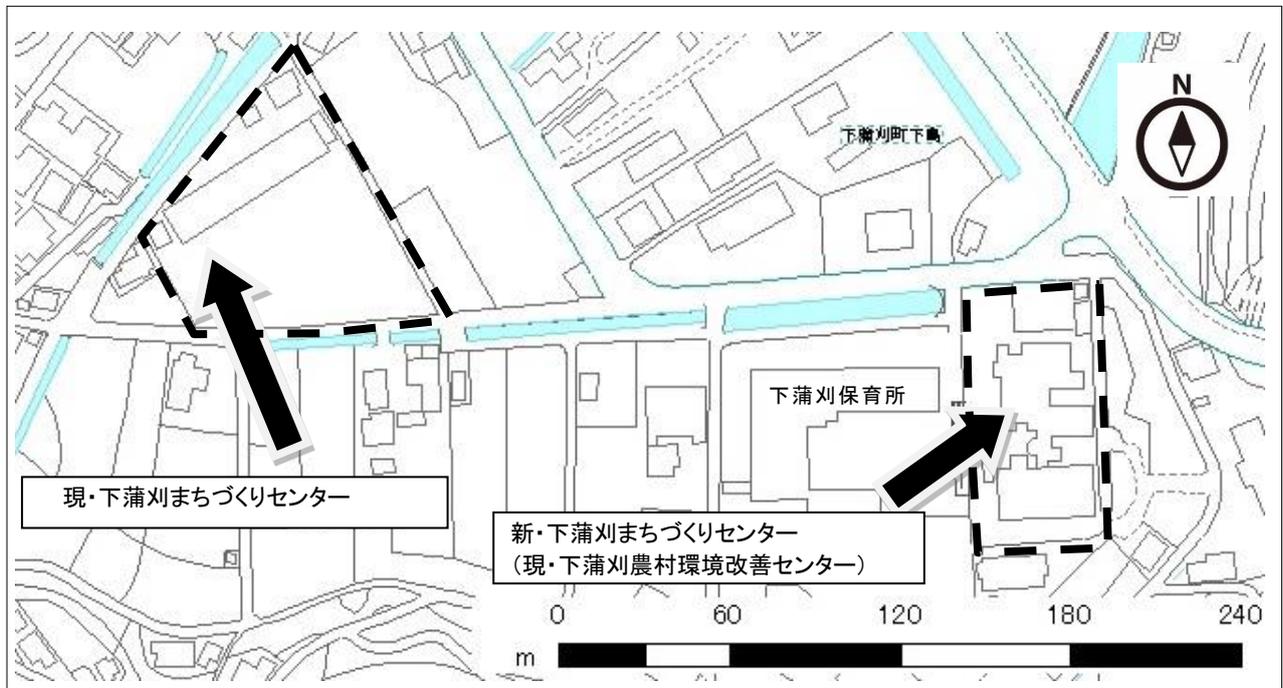
まちづくり及び生涯学習を総合的に推進する拠点機能の集約により，地域の利用者の利便性の向上を図るため，下蒲刈まちづくりセンターの機能を下蒲刈農村環境改善センターの施設に移転するとともに，下蒲刈農村環境改善センターを廃止します。また，これに伴い下蒲刈まちづくりセンターの使用料の額を改定します。

なお，使用料の額については，現在の下蒲刈農村環境改善センターの使用料の額を基準とし，他のまちづくりセンターと同様に1時間単位での設定とします。

### 4 施行期日

令和6年4月1日

### 5 位置図



6 平面図（移転後の下蒲刈まちづくりセンター）

